

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和 5 年 2 月 1 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和4年度第3回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800103 平成30年3月21日(東京都) 平成30年5月31日	リチウム電池 内蔵充電器	EP7000	ミスターカード株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を事故発生の数日から数週間前に充電した後、リュックサックに入れて持ち歩いており、事故発生時は充放電はしていなかった。 ○当該製品のアルミ製外郭に著しい打痕、変形等の痕跡は確認できなかったが、焼損が認められた。 ○内蔵リチウムポリマー電池セルは著しく焼損していた。 ○内部の制御基板は残存しており、基板の欠損、穴空き等は認められなかった。 ○同等品による動作確認の結果、充放電は正常に終了した。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201900105 令和元年5月5日(東京都) 令和元年5月16日	リチウム電池 内蔵充電器	EP14000	ミスターカード株式会社 (輸入事業者)	(火災) 電車内で当該製品を焼損する火災が発生した。	○かばんの中に入れていた当該製品から出火した。 ○当該製品のアルミ合金製外郭に局所的な打痕及び損傷等の痕跡は確認できなかったが、焼損が認められた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル3個のうち1個で電極体が著しく焼損していた。 ○充放電制御基板に部品の脱落はなく、基材に穴空き、欠損等は認められなかった。 ○使用者によると、過去に当該製品を複数回落としたことがある、との申出内容であった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201900799 令和元年10月※不明(岡山県) 令和元年11月12日	テレビゲーム機	CECH-2500B	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント(輸入事業者)	(火災) 当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部の電源ユニット及び排気口に焼損の痕跡が認められた。 ○当該製品の焼損は、最終使用日から半月後に発見されており、事故の発生日や発生時の状況は確認できなかった。 ○電源ユニットの樹脂製外郭に変色及び基板上の2つのコンデンサーに焼損が認められ、電流ヒューズが切れていたが、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、当該製品を使用しないときも電源プラグをコンセントに接続したままの状態にしており、その状態では、コンデンサーを含む電源ラインにDC140Vが印加される回路構成であった。 ○当該製品は電源ユニットを正常品に交換したところ、正常に動作した。 ○事故発生日が不明のため、雷等の外来ノイズの影響については不明である。 ●当該製品に内蔵されている電源ユニットの基板上で、フィルムコンデンサーの絶縁性能が低下し、異常発熱してコンデンサーが焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201900924 令和元年11月21日(広島県) 令和元年12月12日	電気洗濯乾燥機	TW-130VB	東芝家電製造株式会社 (現 東芝ライフスタイル株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の乾燥機能を使用中に火し、上部に著しい焼損が認められた。 ○ヒーター上部にある温度ヒューズが切れており、サーマルスイッチの接続端子に溶融が認められた。 ○ヒーター上部の電気部品以外に火の痕跡は認められなかった。 ○ドラム内に乾燥中の衣服が残っていたが、焼損していなかった。 ○当該製品は約11年間屋内で使用された後、事故発生の2～3年前に屋外の屋根のあるカーポートに移動されて、雨風が当たる場所に設置されていたが、不使用時はカバーが掛けられており、雨水が浸入した痕跡は確認できなかった。 ○当該製品は14年間で67回のエラーが記録されていたが、修理せずに使用を続けていた。 ●当該製品のサーマルスイッチの接続端子が異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A202000476 令和2年9月20日(広島県) 令和2年10月1日	電気冷凍庫	DF-400D3	株式会社ダイレイ(輸入事業者)	(火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は工場内で24時間通電され、工場での製品製造にあたり部品を冷却する工程で使用されており、周辺では溶接作業が行われ、ほこり、鉄粉等が多い環境で使用されていたと推定された。 ○当該製品は、右側面から背面側にかけての機械室に著しい焼損が認められた。 ○コンプレッサー端子間に導通がなく、断線状態又はコンプレッサー内部の異常過熱検出リレーが回路を遮断した状態であった。 ○コンプレッサーモーター端子と起動リレーの差込接続部が黒く焼損し、緑青が認められた。 ●当該製品のコンプレッサー端子と起動リレー端子の接続部が腐食し、異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A202000540 令和2年9月21日(岐阜県) 令和2年10月28日	自転車	A75LB	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左腕を負傷した。	○当該製品で友人5人の一番後ろをゆっくり走っていたところ、突然前輪が動かなくなり、後輪が宙に浮いて前に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前泥よけステーが変形しており、異物を巻き込んだ可能性が考えられるが、スポークに顕著な損傷は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転性に異常は認められず、ハンドルロック、サークルロック及び連動ワイヤーの摺動は円滑であった。 ●当該製品は、異物等の挟み込みにより前輪に急制動が加わり転倒した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A202000578 令和2年10月27日(鳥取県) 令和2年11月10日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	SSI-TL45A1	三洋電機株 式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、 当該製品を焼損し、周辺を汚 損する火災が発生していた。	○当該製品は、制御基板の左上側に焦げ跡が認められた。 ○基板の左側に設置されたコンデンサーが焼損し、内部素子が溶け出しており、内部素子が絶縁破壊したものと推定された。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は高温、多湿となる脱衣所の浴室入口の上部に設置されていた。 ○当該製品内部の基板及び部品に水分が付着した明らかな痕跡は認められなかった。 ○施工説明書には、「高温・多湿・ホコリの多い場所(脱衣所、車庫、納屋、物置、屋根裏等)に設置しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、コンデンサーから出火したものと推定されるが、当該製品の確認ができず、事故発生までの詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A202000619 平成27年11月20日(千葉県) 令和2年11月25日	自転車	SL75S4	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 右手首を負傷した。	○使用者は、平たんな道路で、前輪又はハンドルに急にロックが掛かり、前方へ一回転して転倒し、右手首を骨折したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルの回転に異常は認められなかった。 ○前泥よけステーが車輪の回転方向に著しく変形し、左前ホーク足の後方に傷が、前輪の2本のスポークに変形が認められた。 ○サークルロックのかんめぎの摺動は円滑でなく、開錠時にスポークと干渉しない位置で止まった。 ○サークルロックの施錠及び開錠時、ハンドルロックのロック機構の作動及びインジケータの表示に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーとケースの摺動面に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーに屈曲や変形等は認められなかった。 ●当該製品は、異物等の挟み込みにより前輪に急制動が加わり転倒した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A202000665 令和2年9月20日(福岡県) 令和2年12月11日	電動アシスト 自転車	A6FC18	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走り出そうとした ところ、転倒し、左膝を負傷し た。	○使用者は、自転車で走り出そうとした際、右から出てきた人を避けようとして、左にハンドルを切り、左 直角に切れたハンドルを正面にしようとしたが戻らず、車体を支えきれず、バランスを崩したとの申出内 容であった。 ○ヘッド機構の回転にがたつきはなく円滑で、調整状態に異常は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、車輪に異物の巻き込みによる損傷及びその痕跡は認めら れなかった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載 しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックの ケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、ハンドルロックの作動やインジケーターの表示に 異常は認められなかった。 ○ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。 ○サークルロックの連動ワイヤーを装着するスライダーの組付状態に異常は認められなかったが、スライ ダー内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ●当該製品は、ハンドル操作を誤ってバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可 能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には 至らなかった。	
10	A202000683 令和2年9月10日(山口県) 令和2年12月16日	ソーラー式充 電器	SXY-1	Matakul合 同会社(輸 入事業者)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、付属のUSBケーブルを介して、エンジンを停止させた自動車のシガーソケットに接続され ていたが、給電されていたかは確認できなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、2個のリチウムポリマー電池セルの1個、内部の基板及び配線は確認できな かった。 ○当該製品に組み込まれている太陽電池セルに一部欠損が認められた。 ○組電池を構成する確認できた電池セルは膨張変形しており、電極体の正極アルミ箔は焼損しているも のの残存し、負極銅箔は巻き終わり部分に破損が認められたが、他の部分に裂けや穴空き等は認めら れなかった。 ○使用者は、頻繁に当該製品を落としたり、水ぬれさせたことがあるとの申出内容であった。 ●当該製品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部 品があり、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
11	A202000689 令和2年11月13日(岡山県) 令和2年12月18日	USBケーブル	091- 0022RGA	双日株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品に他社製のACアダプターを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、加熱式たばこ器具の充電用としてACアダプターとともに付属したUSBケーブルで、使用者は他社製のACアダプターに接続してベッドに置いていたところ、何も接続していない側のコネクタ端子部が焼損し、周辺の寝具を焼損した。 ○当該製品は、焼損したコネクタ端子部において+5V端子1本の根元部に溶融欠損が認められた。 ○溶融欠損が認められた+5V端子の内側に隣接する端子に溶融痕が認められ、これと重なる位置の0Vと接続されている金属部品にも溶融痕が認められた。 ○端子の溶融欠損が認められた部位は、周りをコネクタが構成する樹脂で密閉され、外部から異物が侵入する可能性のある部位ではなかった。 ○コネクタ部の樹脂からトラッキング現象を生じさせる可能性のある赤リンは確認されなかった。 ○当該製品を接続していた他社製のACアダプターは、当該製品に付属のACアダプターと比較し、仕様に特段の差異はなかった。 ●当該製品は、コネクタ部において端子部の一部に溶融欠損が認められることから、同部位で異常発熱が発生し、焼損に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
12	A202000709 令和2年4月19日(神奈川県) 令和2年12月23日	電動アシスト自転車	A6D83	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、段差で転倒し、首を負傷した。	○使用者は、道路を走行中、車道から歩道に切り替わる段差で、ハンドルを切ってそのまま転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であるが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○シフトレバーの接続部でシフトワイヤーが屈曲していた。 ○メインパイプにキャリパブレイキ接触の打痕及び前輪リムの左側に膨らみが認められたが、発生時を特定することはできなかった。 ○事故発生時のハンドルロック、サークルロック及び連動ワイヤーは交換済みで、確認できなかった。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A202000796 令和2年12月19日(広島県) 令和3年1月20日	電動車いす (ジョイスティック形)	WHILL Model C	WHILL株式 会社(輸入 事業者)	(重傷1名) 当該製品を使用中、熱湯の 入った鍋を運んでいたとこ ろ、当該製品が突然停止し たため熱湯をこぼし、両足に火 傷を負った。	○使用者は、自宅の台所で当該製品に乗車して熱湯の入った鍋を運んでいたところ、当該製品が突然停止したため、両太腿に熱湯が掛かり、火傷を負ったとの申出内容であった。 ○当該製品には、走行中に電源が切れる不具合内容の2019年2月13日及び12月9日付けのリコールに関する対策が実施済であることを示すシールが貼られていた。 ○当該製品の右後輪のモーター及びブレーキの内部に粉じん等の異物の堆積が認められた。 ○当該製品の走行テストを行ったところ、右後輪から異音が認められた。 ○当該製品は、走行中にモーターが過負荷となった場合、車体が停止する機能が搭載されており、エラーログには、事故発生日にモーターが過負荷となったことを示す情報は記録されていなかったが、事故発生の1～2週間前にモーターが過負荷となったことを示す情報が記録されていた。 ○取扱説明書には、「タイヤ回転時に異常な音がしないかを点検し、異常時には事業者又は取扱店に連絡する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、モーターの内部に粉じん等の異物が混入したために、走行中にモーターに過大な負荷が生じ、車体が停止した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A202000848 令和3年1月21日(東京都) 令和3年2月4日	エアコン(室外機)	AR22DKES (推定)	ダイキン工 業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、異音が したため確認すると、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品は全体が焼損しており、外郭の樹脂は焼失し、熱交換器は破裂していた。 ○メイン基板とコンデンサー基板間の配線が焼損しており、配線に熔融痕が認められた。 ○基板は焼損が著しく、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、基材が焼失して確認できなかった。 ○圧縮機及びファンモーター等、他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、約7年前に中古品として購入した製品であった。 ●当該製品は、コンデンサー基板から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A202000873 令和2年12月27日(岡山県) 令和3年2月12日	電動アシスト 自転車	A6B16	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル が操作できなくなり、転倒、左 手を負傷した。	○使用者は、自宅から約30m離れたT字路を当該製品で走行中、ハンドルを切ったが戻すことができずに 転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭 載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロック のケースに破損は認められなかった。 ○前タイヤは空気圧が低くて潰れた状態であったが、走行中にハンドルが戻せなくなることはなかった。 ○ハンドルの回転に異常は認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠時、かんぬきの摺動は円滑で、ハンドルのロック機構は正常に動作し たが、施錠時のハンドルロックのインジケータは「赤／青」の中間表示となった。 ○サークルロックのスライダーケース内に異物や汚れ等は認められなかった。 ○連動ワイヤーのアウトターの被覆に傷があったが、インナーの摺動に異常は認められなかった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であ るが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック 内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置 に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然 ロックした可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A202000940 令和3年2月21日(群馬県) 令和3年3月8日	電気カーペッ ト	SYC-MF207	三洋電機株 式会社	(火災) 当該製品を使用中、異音が したため確認すると、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品は冬場毎日使用しており、当該製品の上に布団を敷き、就寝前に電源を入れてしばらくすると、 異音が生じて当該製品が燃えていた。 ○当該製品のカーペット部は著しく焼損し、コントローラー部の樹脂製外郭は溶融していたが、操作基板 に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板のスイッチは運転状態であり、温度ヒューズは切れていた。 ○当該製品の電源コードプラグ部プッシング付近の素線が断線し、断線部にカール状の変形が認めら れ、先端に多数の溶融痕が認められた。 ○取扱説明書には、「コードを無理に曲げる、引っ張る、ねじる等しない。」、「差込プラグを抜くときは、 コードを持たずに必ず先端の差込プラグを持って引き抜く。」旨、記載されている。 ●当該製品は、使用者の取扱いにより電源コードのプラグ部プッシング付近に屈曲等の負荷がかかって 素線が半断線し、異常発熱した可能性が考えられるが、カーペット部の焼損が著しく、製品起因か否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A202000949 令和3年2月12日(茨城県) 令和3年3月10日	電気掃除機 (充電式、ス ティック型)	DC62	ダイソン株式 会社(輸入 事業者)	(火災) 当該製品を充電中、火災警 報器が鳴動したため確認す ると、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生していた。	○事故発生現場の2口壁コンセントに4口延長コード並びに収納用ブラケット及びACアダプターを介して 当該製品が接続されていたが、事故発生前に充電中のランプは消えていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は原形をとどめていなかった。 ○バッテリーの樹脂製外郭は焼失、内蔵のリチウムイオン電池セル6個はいずれも焼損しており、うち1個 は封口体が開裂、内部の電極体が焼失していた。 ○バッテリーの基板、モーター、内部配線、2口壁コンセント及び4口延長コードに出火の痕跡は認められ なかった。 ○当該製品の充電に使用していたACアダプターは著しく焼損しており、基板の一部及び栓刃を除いた大 部分の部品が確認できなかったため、当該製品の付属品であるか特定できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著 しく、充電に使用していたACアダプターからの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A202100020 令和2年12月27日(愛媛県) 令和3年4月9日	充電器	DC18RC	株式会社マ キタ(輸入事 業者)	(火災) 当該製品に他社製のバッテ リーを接続して充電中、当該 製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、外郭の樹脂はほぼ溶融、焼失していた。 ○内部電気部品は焼損しており、確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、基板及び電気部品の一部が焼失して確認できなかった。 ○電源コードは電源プラグが焼失しており、残存する芯線に溶融痕が認められた。 ○当該製品に接続していた事業者不明の非純正バッテリーは焼損が著しく、リチウムイオン電池セルの状態が確認できなかった。 ●当該製品は、非純正バッテリーから出火して延焼した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100021と同一事故)
19	A202100021 令和2年12月27日(愛媛県) 令和3年4月9日	充電器	DC18RF	株式会社マ キタ(輸入事 業者)	(火災) 当該製品に他社製のバッテ リーを接続して充電中、当該 製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、外郭の樹脂はほぼ溶融、焼失していた。 ○内部電気部品は焼損しており、確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、基板及び電気部品の一部が焼失して確認ができなかった。 ○電源コードは電源プラグが焼失しており、残存する芯線に溶融痕が認められた。 ○当該製品に接続していた事業者不明の非純正バッテリーは焼損が著しく、リチウムイオン電池セルの状態が確認できなかった。 ●当該製品は、非純正バッテリーから出火して延焼した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100020と同一事故)
20	A202100088 令和2年12月25日(鹿児島 県) 令和3年4月30日	プリンター	MG5630	キヤノン株 式会社(輸 入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○事故発生日の午前中、当該製品とノートパソコンを使用し、ノートパソコンを当該製品の上に置いて、外出中に火災が発生した。 ○当該製品の外装カバーの樹脂部品は、ほとんど焼失していた。 ○原稿台ガラスは多くの部分が残存していたが、本体奥中央の部分が大きく湾曲していた。 ○電源基板は焼失しており、確認できたスイッチング用トランスと電解コンデンサーに、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A202100205 令和3年6月10日(茨城県) 令和3年6月22日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	JH-M0B2C	シャープ株 式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、 当該製品を焼損する火災が 発生していた。	○当該製品外観及び設置された壁に焼損は認められなかった。 ○太陽光モジュール入力基板とメイン基板を結ぶリード線の接続端子のうち、1個のマイナス端子を中心に焼損しており、ねじ式の端子台及び周辺の基材が欠損、接続配線に溶融痕が認められたが、その他の端子台及び配線に欠損、溶融等の異常は認められなかった。 ○AC出力基板、メイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○施工説明書には、「配線接続が終わった後、配線口のシーリングを行う。」旨、記載されているが、当該製品は配線口がパテ埋めされておらず、内部にくもの巣が認められた。 ●当該製品は、太陽光モジュール入力基板の配線接続部が異常発熱して焼損したものと推定されるが、配線接続部周辺の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A202100261 令和元年11月6日(神奈川県) 令和3年7月12日	電動アシスト 自転車	F6DB49	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 左足を負傷した。	○当該製品で乗り出したときに突然当該製品が揺れたため、倒れると思いバランスを取ろうとしたところ転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックのケースは破損しておらず、動作に異常は認められなかった。 ○前泥よけにへこみが2か所認められた。 ○左ペダルの端部、フレームのメインパイプ及び前ホーク左側面に打痕、削れ痕が認められた。 ○前後車輪の横振れは1mm以内で異常は認められなかった。 ○電動アシストシステムの記録に異常は認められなかった。 ○当該製品の実走調査を実施したが異常な挙動は認められなかった。 ○事故発生時のアシストモードや内装変速機が何段に入っていたかは不明であった。 ●当該製品で乗り出したときにバランスを取ろうとして転倒した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A202100314 令和2年3月18日(埼玉県) 令和3年8月3日	電動アシスト 自転車	PA26NXLSP	ヤマハ発動 機株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、角を曲がったところで急に自転車止まった感じがして倒れそうになり、危ないと思って足を踏ん張ったが転倒してしまったとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックの施錠、開錠操作によるハンドルロック動作及びかんぬきの摺動に異常は認められず、その他の部品についても異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A202100441 令和3年8月9日(兵庫県) 令和3年9月13日	鍋(取っ手着脱式)	JE-123	株式会社タマハシ(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で調理後、当該製品を移動させたところ、取っ手が外れ、内容物が両膝にかかり、火傷を負った。	○当該製品は、鍋に取っ手を取り付けた際の遊び(がた)が大きかった。 ○取っ手のロックレバーは、取っ手を持った際に親指が容易に届く位置にあり、小さな力で容易に動いて半ロック状態になった。 ○半ロックの状態で取っ手の横にある2つのボタンを同時に押すと、ロックレバーが全解除の位置に移動した。 ○当該製品で約半分の湯を沸かし、持ち上げて運ぶ動作を30回繰り返す試験を行ったところ、ロックレバーが全ロックの位置では取っ手が外れなかったが、半ロックの位置では取っ手が外れた。 ○取扱説明書には、「確実にセットされていることを確認してから使用する。不十分な取付けでの使用は危険である。」、「取っ手を使用前に動作確認をすること。動作が正常でないと脱落による火傷やけがの原因になる。」、「使用中は不用意にレバーを回さない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、取っ手を持った際に親指が容易に届く位置にロックレバーがあること、小さい力でロックレバーが動いて半ロック状態になることから、使用時に意図せずロックレバーに触れて半ロックになった可能性や、取っ手を取り付ける際にロックレバーが全ロック位置まで動かされずに半ロックとなった可能性があり、当初から取っ手を鍋に勘合した際の遊び(がた)が大きかったため、半ロック時に取っ手が外れたものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A202100446 令和元年11月※不明(兵庫県) 令和3年9月14日	洗浄剤(床用)	16春フローリングマジックリン	花王株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用して床を清掃後、転倒し、膝を負傷した。	○当該製品でリビングの床を清掃したところツルツルになり、その上を靴下を履いて歩行したところ滑って転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、フローリングの汚れ落とし及びつや出しが一度に可能な中性タイプの住宅用合成洗剤であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、洗剤成分等は確認できなかった。 ○事故発生時の当該製品の詳細な使用状況及び使用者宅のリビングの床材等は不明であった。 ○同等品の標準使用量をフローリング板に塗布し、1時間後の静摩擦係数を測定した結果、使用前のフローリングに比べて同等以上であり、滑りやすくなる傾向は認められなかった。また、靴下を履いて実施した官能評価でも滑りやすくなる傾向は認められなかった。 ○同等品の標準使用量を超える量をフローリングの床に塗布した場合でも、滑りやすくなる傾向は認められなかった。 ●同等品の塗布により滑りやすくなる傾向は認められなかったが、当該製品を入手できず、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A202100479 令和2年10月23日(東京都) 令和3年9月27日	自転車	J73WTP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、 負傷した。	○使用者は、当該製品で歩道を走行中に転倒し、転倒した際の負傷により事故前後の記憶はないとの 申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭 載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドル ロックのケースに破損は認められず、ケース内のねじ穴の一部が破損して僅かにがたつきが認められた が、カム及びロックレバーの動作に異常は認められなかった。 ○ハンドルの回転に異常は認められなかった。 ○事故発生後、サークルロックの動きをスライダーに伝えるつまみピンが欠損しており、調査時、連動ワイ ヤーを介したハンドルロックとの連動が行われず、インジケーターは「青」表示のままハンドルがロックし ない状態であった。 ○サークルロックのかんぬきの摺動は円滑でなく、スライダーケース内に粉じん等の堆積が認められ、事 故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○ハンドルを回してブレーキと干渉する位置の連動ワイヤーのアウトターに損傷が認められた。 ○前ホークが後方へ変形しており、変速機のワイヤーが損傷して変速動作が円滑でなく、サドルにビニ ル袋がかぶされていた。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性 があるが、当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況 が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A202100561 令和3年8月17日(神奈川県) 令和3年10月26日	電動アシスト 自転車	RS2C31	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、排水溝 にタイヤが挟まり、転倒、左 肩を負傷した。	○当該製品のタイヤ幅の仕様は、31mmであった。 ○取扱説明書には、「凹凸の差が大きい場所は走らない。(歩道の段差や、溝など)」、「タイヤが溝には まり転倒する恐れがある。」旨、記載されている。 ○当該製品は、使用者が調査を拒否したため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原 因の特定には至らなかった。	
28	A202100562 令和3年7月28日(神奈川県) 令和3年10月26日	電動アシスト 自転車	RS2C31	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒し、顔を負傷した。	○事業者のコールセンターへ「ブレーキが利き過ぎるので、穏やかに停車できず転倒した。先に前ブレー キを使用したと思う。」と、使用者からの問い合わせがあった。 ○当該製品は、事業者カタログでスポーツモデルに区分され、タイヤ幅の仕様は、31mmであった。 ○当該製品の前輪はVブレーキ、後輪はローラーブレーキが装着されていた。 ○当該製品の取扱説明書には、「ブレーキをかけるときは、前後のブレーキを両方ともかける。前ブレー キ又は後ブレーキだけ強くかけると、前輪又は後輪がロックして操作困難になり、車体全体が持ち上がっ て転倒するおそれがある。」旨、記載されている。 ○他社スポーツモデルの取扱説明書には、「Vブレーキが強力なので注意が必要である。」、「前後のブ レーキを同時にかける。」旨の記載があった。 ○当該製品は、使用者が調査を拒否したため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原 因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A202100580 令和3年8月15日(徳島県) 令和3年11月4日	充電器	DC40RA	株式会社マ キタ(輸入事 業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○リフォーム中のリビングで、電動工具用のバッテリーを当該製品に装着して充電を始め、4日後の早朝に当該製品周辺から出火した。 ○事故発生現場にあった当該製品、電動工具は焼損し、充電していたバッテリーは内蔵の円筒形リチウムイオン電池セルが飛散して、10個のうち1個が回収できなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部材が炭化していたが、電気部品、制御基板の銅箔パターン及び配線部材に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは複数箇所で断線し、一部回収できず、断線部の先端に熔融痕が認められた。 ●当該製品は、当該製品によって充電していたバッテリーのリチウムイオン電池セルから延焼し、焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100581と同一事故)
30	A202100581 令和3年8月15日(徳島県) 令和3年11月4日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動工具 用)	BL4025	株式会社マ キタ(輸入事 業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○リフォーム中のリビングで、電動工具を使用した後、充電器に当該製品を装着して充電を始め、4日後の早朝に当該製品周辺から出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は焼失し、内蔵の円筒形リチウムイオン電池セルは飛散して、10個のうち1個が確認できなかった。 ○9個の電池セルのうち、3個は正極板が欠損して内部の電極体が噴出し、別の3個は負極側の電極体が欠損し、残り3個は電極体の一部に損傷が認められた。 ○電極体が噴出していた電池セル3個のうちの1個は、負極側に緑青が認められ、分析の結果、当該製品に由来しない成分である塩素が検出された。 ○電池セルから噴出した電極体に出火の痕跡は認められなかったが、大部分は確認できなかった。 ○制御基板は焼損していたが、電気部品及び銅箔パターンに溶融や局所的な焼失はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが充電中に異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100580と同一事故)
31	A202100625 令和3年10月27日(秋田県) 令和3年11月19日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動リール 用)	FCWG14.8V 20A	八洲電業株 式会社(輸 入事業者)	(火災) 車両内で当該製品を焼損す る火災が発生した。	○当該製品を使用して車内に置いて出た後、しばらくして戻ると当該製品周辺を焼損していた。 ○付属のACアダプター及びワニ口クリップに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルの配列は乱れ、複数の電池セルの封口体が外れ、電極体が噴出したものが確認された。 ○当該製品に過電流保護、過充電保護、過放電保護及び温度保護等の安全機能は搭載されていた。 ●当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
32	A202100644 令和3年5月9日(岡山県) 令和3年11月25日	食器洗い機 (ビルトイン式)	SMS5011	ボッシュ株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観を確認したところ、前面、右側面、背面に樹脂の溶融及び焼損が認められ、左側面と底面に一部焼損が認められた。 ○当該製品の底部を外した内部は、溶融した樹脂でふさがっていた。 ○内部の詳細な焼損状況は確認できず、詳細な使用状況も不明であった。 ○当該製品は2004年11月1日にリコールされた対象品であったが、2008年2月10日にリコール対策品へ部品交換されていた。 ●当該製品の内部から出火した可能性も考えられるが、当該製品の詳細が確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A202100673 令和3年11月21日(福岡県) 令和3年12月6日	電子レンジ	NE-F23A	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、外観及び庫内に焼損は認められず、後面の吸気口にほこりの付着が認められた。 ○リレー基板のコンデンサーが焼損しており、コンデンサー周辺の基板に焦げ、リレー部品の外郭樹脂に溶融が認められた。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「火災の原因となるため、吸気口をふさがない。ごみ、ほこりが付着したときはお手入する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、リレー基板のフィルムコンデンサーの絶縁性能が低下して異常発熱し、焼損に至ったものと推定されるが、絶縁性能の低下の原因が長期使用によるものか、設置状況等の影響によるものかが不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A202100682 令和3年8月25日(福岡県) 令和3年12月9日	自転車	TB481	ブリヂストンサイクル株式会社(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が段差に引っ掛かり、転倒し、負傷した。	○当該製品で歩道を走行中、段差に前輪が引っ掛かりハンドルをとられて転倒した。 ○転倒時、ハンドルを切った方向や車輪が変形したタイミング等に関する詳細について、使用者へ確認したが不明であった。 ○前輪に波打つような変形が認められた。 ○前ホークは、進行方向左側への変形が認められた。 ○前輪のリム進行方向右側の外周側に削れた痕跡が認められた。 ○前輪スポークの複数本に、ゆがみが認められた。 ○前ブレーキが変形し、ブレーキブロックがタイヤ及びリムと干渉していた。 ○前輪のリム寸法に異常は認められなかった。 ○その他の部品等に目立った変形等は認められなかった。 ●当該製品は、走行中ハンドルが左へ切られた状態で、前輪に段差が引っ掛かって過大な負荷が掛かり前輪が変形し、転倒したものと推定されるが、事故発生時及び事故発生前の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
35	A202100725 令和3年10月5日(神奈川県) 令和3年12月23日	電動アシスト 自転車	BE-ELM032	パナソニック サイクルテック株式会社	(重傷1名、軽傷1名) 幼児2名を自転車用幼児座 席に乗せて当該製品で上り 坂を走行中、バランスを崩 し、転倒、使用者が重傷、幼 児1名が軽傷を負った。	○当該製品の前後チャイルドシートに幼児2名同乗させ、急な上り坂道を走行中に電源が切れてバランスを崩して転倒し、転倒時のバッテリー残量は不明との使用者の申出内容であった。 ○当該製品の左側及び右側ともに複数の擦過痕が認められた。 ○当該製品の電装配線の取り回し及び結線に異常は認められず、さびの進行等の腐食も認められなかった。 ○電装部品、駆動ユニット、バッテリー、手元スイッチの詳細確認とログの確認を行ったが、事故原因につながる異常は認められなかった。 ○当該製品を用いて、実走確認及び前輪の落下試験を実施したが、電源が切れる事象は再現しなかった。 ●当該製品の電装部品に異常は認められず、実走試験でも電源が切れる事象は再現しなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A202100733 令和3年9月18日(京都府) 令和3年12月27日	電動アシスト 自転車	BE- ENCS035	パナソニック サイクルテック株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、フレームが破断 し、転倒、左膝を負傷した。	○使用者が当該製品を使用していたところ、突然フレームが折れて左側に転倒し、負傷した。 ○当該製品は、フレームのメインパイプに3か所配置されている中央のワイヤーガイドの位置で破断していた。 ○フレーム、ペダル及びクランクに打痕や擦過痕が観察された。 ○前ホークに変形はなく、下玉押しで鋼球による圧痕は認められなかった。 ○メインパイプの破断面は、ワイヤーガイド近傍を起点として生じた亀裂がビーチマークを形成しながら上側に徐々に進展し、その後一気に破断したものと考えられた。 ○フレームの強度は、製造事業者独自の強度試験と、JIS D 9301:2010「一般用自転車」の7.8フレームの強度試験に合格していた。 ○メインパイプの外径、厚み、硬さ及び組成に異常は認められなかった。 ○使用者は、定期点検を行っていなかった。 ●当該製品は、フレームやペダルに打痕や傷があることから、約8年の使用期間中に何らかの衝撃によってメインパイプのワイヤーガイド近傍に亀裂が生じ、徐々に亀裂が上方へ進展して破断に至ったものと推定されるが、詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A202100741 令和3年12月20日(福岡県) 令和3年12月28日	電気式浴室換 気乾燥機	GVL5200A	パナソニック エコシステムズ株式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、 当該製品を焼損する火災が 発生していた。	○当該製品は、端子台の屋内配線接続部が溶融、焼損していた。 ○端子台に接続する屋内配線は、片側の芯線が端子台挿入口付近で断線して断線部に溶融痕が認められ、また接続する端子台の端子金具が溶融していた。 ○屋内配線の芯線は、端子台接続部の奥まで十分に挿入されていた。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品は、過去に修理業者によるモーター交換の修理が2度行われていた。 ●当該製品は、屋内配線を接続している端子台で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A202100745 令和3年12月17日(東京都) 令和3年12月28日	ノートパソコン	CF- N9JWNDPS	パナソニック 株式会社	(火災) 事業所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、バッテリー部を中心に焼損が認められた。 ○バッテリーの焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、内蔵されたりチウムイオン電池セル8個すべてに焼損が認められた。 ○発火の起点と推定される電池セルを分解調査した結果、センターピンの缶底側で当該製品の底面から電池セル内部に向かって変形が認められた。 ○電極体は正負極とも基材の大部分が焼失しており、残存した活物質を回収して成分分析を行ったが、外来の異物は検出されなかった。 ○使用者は当該製品を、インターネットオークションで中古品として入手していた。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A202100766 令和3年12月24日(兵庫県) 令和4年1月11日	電気式床暖房	DR3691	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、設置されたヒーターの大部分が焼損し、焼損の著しい部分は、ヒーター上部に設置された蓄熱ボードまで焼損していた。 ○ヒーターの配線接続部のコネクタ一部が焼失していた。 ○ヒーター本体は、配線接続部のコネクタ一部ほど焼損は著しくなかった。 ○コントローラー部及びリレー部に焼損は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、一部の部品が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202100777 令和3年12月※不明(東京都) 令和4年1月17日	自転車	CROSTAR 2020年モデル	株式会社 ジャイアント (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、顔を負傷した。	○当該製品で走行中、歩道から車道への段差を越えたときに前輪が外れて転倒した。 ○当該製品の前輪はスキューワーで固定され、前ホークエンドに、前輪脱落防止の突起(約2mm)が付いていた。 ○事業者は、トルク管理のできる専門店がスキューワーを締め付けることを原則としているが、当該製品を販売した販売店がトルク管理しているか不明である。 ○使用者は初期点検(2か月又は100km以内)を受けていなかった。 ○使用者は納車後前輪を外していない。 ○取扱説明書及び製品の前ホーク部の注意ラベルには、「乗る前に車輪の固定確認」の注意が記載されている。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
41	A202100781 令和3年8月27日(大阪府) 令和4年1月18日	自転車	PNU63B	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレーム が破断し、転倒、負傷した。	○使用者は、母親が10年位使用していた当該製品を譲受け、買物等で数年間使用していた。 ○当該製品は、メインパイプがヘッドパイプ近傍のガセット溶接端部を起点として、左右のガセット溶接末端部を結ぶように破断していた。 ○左右のガセット溶接部の溶接ビードの表裏両面を観察した結果、裏面に微細な亀裂が複数認められた。 ○メインパイプは、右側ガセット溶接部内面に2箇所の亀裂が観察され、亀裂は直線的ではなく複雑な形状を示しており、溶接の熱影響で組織が粗大化し、その粒界に沿って亀裂が進展したものと考えられた。 ○メインパイプの硬度測定の結果、溶融部以外はアルミニウム合金A6061基準を満たしていた。 ○前ホークの下玉押し、下ワン及びオフセット値に異常は認められないことから、事故発生以前に衝突等の大きな衝撃を受けたことはないと考えられた。 ○当該製品の同型フレームは、JIS D 9301:2013「一般自転車」の耐震性試験で、規格(70,000回)の1.5倍(105,000回)の振動を与えたが異常は認められなかったことから、JIS規格を満たしていた。 ●当該製品は、16年の使用期間中に振動や衝撃を継続的に受けたことでメインパイプのガセット溶接部に微細な亀裂が生じ、ガセット溶接端部を起点として亀裂が進展し、荷重に耐えきれなくなって一気に破断したものと推定されるが、中古品のため亀裂が生じた時期や詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A202100811 令和3年12月28日(愛知県) 令和4年1月26日	脚立(はしご 兼用、アルミ ニウム合金 製)	SCL-90A	株式会社ピ カコーボレイ ション(輸入 事業者)	(重傷1名) 倉庫で当該製品を脚立として 使用中、踏ざんが外れて転 落し、左足首を負傷した。	○当該製品は、踏ざんと支柱がT字金属プレートを介して接続されており、T字金属プレートは、支柱及び踏ざんと2か所ずつリベット固定されていた。 ○当該製品は、下から2段目の踏ざん左側が外れており、後側のT字金属プレートは踏ざん側に、前側のT字金属プレートは支柱側に残っていた。 ○外れていた踏ざんの左右角部に、亀裂が認められた。 ○支柱後側の2か所のリベットは、1つが剪断破壊しており、もう1つのリベットは残存せず、事故発生前から外れていた状態であった。 ○残存する他のリベットにかしめ不良は認められなかったが、反対側昇降面の下から2段目の踏ざんは、踏ざん後側のリベットが左右1個ずつ外れていた。 ○踏ざんの寸法、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。 ○同等品の踏ざんの強度は、JIS S 1121「アルミニウム合金製脚立及びはしご」の基準を満たしていた。 また、100kgの荷重を13万回負荷する耐久試験を実施した結果、リベットに抜け落ちは生じなかった。 ○取扱説明書には、「各部の接合部に割れや著しい腐食、取付部品の破損、脱落、変形等がある場合は絶対に使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、脱落した踏ざんの強度等に異常は認められず、踏ざんを固定している2か所のリベットが破断していたこと、踏ざん角部に亀裂が認められたことから、亀裂が入った状態で使用を継続したことで踏ざんを固定している2か所のリベットのうち1か所が抜け落ち、さらに継続使用したため、残ったリベットに過負荷がかかって破断し、踏ざんが支柱から外れたものと推定されるが、踏ざんに亀裂が入った時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A202100818 令和3年8月4日(愛知県) 令和4年1月27日	自転車	ALS7S	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 左肩を負傷した。	○当該製品で走行中、突然前のめりに一回転して転倒したとの申出内容であった。 ○使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損しておらず、前ホークが後方に、前輪のスポーク1本が回転とは逆方向に変形し、前ホーク左内側に擦れ痕が認められたとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
44	A202100821 令和3年8月31日(東京都) 令和4年1月28日	オーブントースター	FO-06	株式会社KOM(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のゼンマイ式タイマーを10分にセットし、使用を開始した後、その場を離れて約15分間うたた寝をしていたところ、庫内の調理物が焼損した。 ○当該製品は廃棄されており、直接確認できなかった。 ○当該製品の外観及び内部の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の動作確認を行った結果、タイマーつまみが同じ位置で停止して加熱が継続する不具合が認められたが、タイマーの不具合を除き、正常に動作した。 ○事故発生以前の不具合の有無については不明であった。 ●当該製品は、タイマーの動作が止まり、連続運転となって庫内の調理物が過熱し、焼損した可能性が考えられるが、当該製品を確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A202100844 令和4年1月19日(東京都) 令和4年2月3日	手すり(床置き式)	AT-C-930	アロン化成株式会社	(重傷1名) 当該製品を伝って階段を上がっていたところ、当該製品の手すり接続部が破断し、転倒、負傷した。	○使用者は、右手で杖をつき、左手を当該製品にあずける状態で玄関前の階段の2段目にさしかかる際、手すりブラケット部が破損し、転倒した。 ○当該製品は、ブラケット回転部が破断しており、破断部の手すり内側及び天側にシャーリップ(せん断破壊の痕跡)が認められたが、手すり外側にシャーリップは認められなかった。 ○ブラケット破断部にディンプル及びへき開面のような平坦な領域が認められ、延性破壊の痕跡が認められたが、脆性破壊、疲労破壊、応力腐食割れ等の環境破壊及びダイキャスト成形時の巣等の欠陥は認められなかった。 ○同等品を用い、JIS T 9281「福祉用具―据置形手すり」の静荷重試験を実施した結果、水平方向静荷重は試験限界の700Nで破損がなく、垂直下向き静荷重は試験限界の2000Nで破損しなかった。 ○同等品を用い、可変支柱ブラケットの回転固定ボルトを緩めずに、階段の上段側に設置されたベースプレートから見て左側支柱を外力で引っ張ると、ベースプレートが左側支柱を中心に時計方向に回転しながら先端が浮き上がり、手すり内側を曲げるような力が可変ブラケットに働き、手すり外側を起点に可変ブラケット回転部の破断につながる挙動が確認された。 ○当該製品はレンタル製品で、レンタル事業者が使用者宅に設置したが、使用者は3人目の利用者で、事故発生以前の使用状況が不明であった。 ○取扱説明書には、「製品を移動させるときは、ブラケットの回転固定ボルトを緩めて移動する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、事故発生以前に回転固定ボルトを緩めずに製品を移動させた等の要因により、ブラケット回転部の手すり内側に過大な荷重が加わったことで亀裂を生じ、継続使用で亀裂が進展して破断した可能性が考えられるが、当該製品はレンタル品であり、事故発生以前の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
46	A202100855 令和4年1月31日(長野県) 令和4年2月7日	凍結防止用 ヒーター(水道 用)	HC-C-6m	株式会社 ワーク	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、ヒートポンプ式給湯機の配管に施工されていたが、設置箇所は不明であり、外郭下部及び配管保温材に焼損が認められた。 ○長さ6mのヒーターは、電源コードとの接続部付近で屈曲して焼損し、接続部から約10cmの箇所で断線し、断線部から先端までは欠損して確認できなかった。 ○電源コードはヒーター接続部から約1cmの箇所で芯線の一部が断線し、絶縁被覆は約15cm焼損していた。 ○当該製品の電源側に接続していたサーモスタット及び延長コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コード又はヒーター線から出火した可能性が考えられるが、詳細な施工状態が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A202100861 令和4年1月5日(広島県) 令和4年2月7日	ポータブル電 源(リチウムイ オン)	ZXK-620	株式会社C &C(輸入事 業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルの焼損が著しく、複数の電池セルに電極体の飛散や缶体の破裂が認められた。 ○基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の使用方法や取扱いについての詳細は不明であった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A202100864 令和3年11月24日(東京都) 令和4年2月8日	電動アシスト 自転車	A6DC38	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が ロックし、転倒、負傷した。	○使用者が歩道上をリヤチャイルドシートに子供を乗せ、時速10キロ前後で走行中、急に車輪がハンドルがロックした感覚があり、投げ出されるように転倒し、意識を失ったとの申出内容である。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)で、ハンドルロックのケースに破損が確認されたが、事故発生前に連動ワイヤーが外され、ハンドルロックは機能しない状態であった。 ○ハンドルロックを分解したところ、ロックレバーとカムレバーは嵌合して収納された状態で、ロックレバーが外れた痕跡は認められなかった。 ○前ホークが後方に変位していた。 ○前泥よけステーが上方(車輪の回転方向)に変形していた。 ○前泥よけ外側に傷があり、その傷の内側に、タイヤと接触した痕跡が認められた。 ○泥よけがタイヤと接触すると、泥よけはタイヤの回転方向に押され、泥よけを固定するL字金具は前方に変形するが、当該製品のL字金具は後方に変形していた。 ○同等品の泥よけでJIS D 9313-1「自転車ー第1部:試験条件通則及び部品などの試験方法」4.6.1ステア付きどろよけの試験を行ったところ、基準を満たしていた。 ○スポークの変形等、前輪に異物が巻き込まれた痕跡は確認されなかった。 ●当該製品は、前泥よけの内側にタイヤとの接触跡が認められたことから、前泥よけに何らかの外力が加わり、前タイヤと接触して前輪が停止した可能性が高いが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
49	A202100901 令和3年10月10日(東京都) 令和4年2月22日	食器(コップ、 耐熱ガラス製)	なし	株式会社ま るき(輸入事 業者)	(重傷1名) 当該製品を持ち運びしていた ところ、当該製品が破損し、 右手指を負傷した。	○使用者が当該製品を台所から居間へ持ち運びしている際に、突然割れて右手小指に裂傷を負った。 ○当該製品の使用期間は3、4か月であった。 ○当該製品は全体が大小多数片に破断しており、口天部の外縁側2か所に傷及び破壊の起点が認められたが、傷が生じた原因及び時期は不明である。 ●当該製品は、本体口天部の外縁側に傷が生じ、使用に伴う応力等によって傷が伸展し、破損に至ったものと推定されるが、傷が生じた原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A202100902 令和4年2月10日(埼玉県) 令和4年2月24日	電気毛布(敷 毛布)	CS-27G(東 芝ホームテ クノ株式会 社ブランド)	日本電熱株 式会社(東 芝ホームテ クノ株式会 社ブランド)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生し、1名が軽傷を負っ た。	○使用者は当該製品の下に敷き布団2枚、上に他社製の電気毛布及び毛布を敷いて使用していた。 ○当該製品は、毛布部の約半分がヒーター線も含めて焼失、コントローラーは樹脂製外郭が一部焼損していた。 ○電源コードはコントローラー側のコードプロテクターの近傍で断線し、断線箇所には溶融痕が認められた。 ○コントローラーから毛布に接続する中継コードは、コントローラー側で絶縁被覆が焼失し、芯線の一部に半断線及び捻れが認められたが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○コントローラーの内部基板、中継コードの毛布側コネクタ及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は製造から40年経過したものであったが、「15年ぐらい前に購入したもの」との使用者からの申出内容であった。 ○取扱説明書には、「電気あんか、電気毛布等の他の採暖器具と併用しない。」、「電源コードはていねいに取り扱う。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源コードのコントローラー側コードプロテクター近傍に屈曲等の過度な外力が繰り返し加わったため、電源コードの芯線が断線、スパークし、出火に至った可能性が考えられるが、事故発生前の詳細な使用状況が不明であり、ヒーター線の一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A202100948 令和4年2月10日(東京都) 令和4年3月14日	エアコン	CS-285CFR	パナソニック 株式会社 (輸入事業 者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事故発生時、当該製品の真下に使用中の空気清浄機があり、事故発生の約1週間前から、当該製品の周囲で樹脂が溶けるような異臭がしていたとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失していた。 ○電源コードは壁の配管穴の手前で断線し、断線箇所には溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定できなかった。 ○制御基板は著しく焼損し、基板上のファンモーター用コネクタは確認できなかった。 ○ファンモーター、端子板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の真下にあった空気清浄機は、底面部分以外の樹脂製外郭の大半が焼失、電源基板及びメイン基板が著しく焼損し、基材の大半が欠損していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100964と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
52	A202100964 令和4年2月10日(東京都) 令和4年3月18日	空気清浄機 (加湿機能付)	F-VXL90	パナソニック エコシステム ズ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	○事故発生時、当該製品の真上に使用中のエアコンがあり、事故発生の約1週間前から、エアコンの周囲で樹脂が溶けるような異臭がしていたとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭は、底面部分以外の大半が焼失していた。 ○電源基板及びメイン基板は著しく焼損し、大半が欠損していた。 ○ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の真上にあったエアコンは樹脂製外郭が焼失、制御基板が著しく焼損し、基板上のコネクターが確認できず、電源コードに溶融痕が認められた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100948と同一事故)
53	A202100966 令和4年2月14日(滋賀県) 令和4年3月23日	ノートパソコン	CF-S9JYEDPS	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して使用していたところ、約4時間後にバッテリー部分から出火した。 ○バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セル4個のうち、1個が焼損し、ガス排出弁が作動していた。 ○焼損した電池セルは電極体の内側が焼失し、センターピンの2か所に欠損が認められた。 ○異常のなかった電池セルの電極体から金属異物は確認されなかったが、焼損した電池セルは損傷が著しく、詳細な調査ができない状態であった。 ○当該製品本体及びACアダプターに異常は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生以前の使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A202100974 令和3年1月17日(岐阜県) 令和4年3月25日	椅子	83-823	株式会社ヤマソロ(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、負傷した。	○当該製品は、使用者が組み立てる木製椅子であるが、工場でもって接着接合されている左前脚と座枠のほぞ継ぎ部が外れ、左前脚にねじどめされていた前枠が中央部で折損していた。 ○使用者は、外れたほぞ穴の周囲及び左前脚の前枠接合部周辺に接着剤を塗布したとのことであるが、その経緯は不明であった。 ○当該製品は廃棄されたため、ほぞ継ぎ部の詳細な調査は実施できなかった。 ○使用者の詳細な使用状況は不明であった。 ○同等品は、JIS規格の強度試験及び耐久性試験を満たしていた。 ○取扱説明書には、「破損、不備がある場合、販売店又はメーカーに連絡する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、左前脚と座枠のほぞ継ぎ部にがたつきが生じたため、使用者が接着剤を塗布して修理したものの、使用時に加わる力でほぞ継ぎ部が外れて転倒に至ったものと考えられるが、当該製品は廃棄されており、ほぞ継ぎ部の詳細な調査が実施できず、使用者が修理した経緯及び使用者の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
55	A202200003 令和4年3月4日(北海道) 令和4年4月1日	冷風機	FCR-D401	株式会社山 善(輸入事 業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、使用者が住宅入居時から既に備わっていたものであり、使用者のふだんのメンテナンス 状況及び使用者以前の入居者の使用状況等は不明であった。 ○底面付近を除いて焼損が著しく、残存した電気部品は後方下部に向かって倒れ込み、溶融した樹脂部 に埋まっていた。 ○制御基板は焼損が著しく、制御基板の多くが焼失し、コンデンサー等の実装部品が脱落していた。 ○ファンモーター、スイングモーター等の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板上のトラッキング等によって出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確 認できない部品があることから、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202200011 令和4年2月24日(愛知県) 令和4年4月6日	電気ストーブ	KEH-0831 (推定)	小泉成器株 式会社(輸 入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、外郭は樹脂部分が溶融、焼失して、ほぼ原形をとどめていなかった。 ○当該製品は、約1週間前に電源スイッチのつまみが400W(加湿なし)位置で停止して回転できなくな ったため、当該製品の電源プラグを延長コードのマルチタップで抜き差しをして使用していたとの申出内容 であった。 ○電源スイッチと加湿ヒーター用サーモスタット間の内部配線の断線部に溶融痕が認められたが、電源 スイッチのつまみが400W(加湿なし)位置の場合、通電されていない箇所であったが、つまみは焼失して おり、つまみ位置の確認はできなかった。 ○電源スイッチ、ヒーター用サーモスタット、タイマー等の電気部品は、確認できなかった。 ○ヒーター及び加湿ヒーターの抵抗値は正常であり、ヒーター線の接続部に出火した痕跡は認められな かった。 ○電源コードは製品本体付近で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の背面側に置かれていた椅子に立て掛けられた段ボールは、当該製品とともに焼損してい た。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があることから、製品起因が否かを含め、事故原因の特 定には至らなかった。	
57	A202200012 令和4年3月19日(長野県) 令和4年4月6日	凍結防止用 ヒーター(水道 用)	AZ-WA-B1- 3m	株式会社 ワーク	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を溶 融する火災が発生した。	○当該製品は壁掛型ガス給湯器の給水管に施工され、壁貫通部分のヒーター線がガイド管等で保護さ れていなかったとのことであるが、詳細な施工状況は確認できなかった。 ○当該製品のヒーターに断線及び溶融痕が認められ、周囲の絶縁被覆は焼損していたが、焼損箇所以 外の絶縁被覆に傷等の異常は認められなかった。 ○電源コード、電源プラグ及び当該製品が施工されていたガス給湯器に出火の痕跡は認められなかつ た。 ○当該製品は設置から11年が経過していた。 ○取扱説明書には、「ヒーターに傷を付けたり、極度の曲げ、衝撃、荷重等を加えない。」旨、記載されて おり、壁を貫通して施工する場合、ヒーター線をガイド管等で保護する施工方法が図示されている。 ●当該製品は、ヒーターから出火したものと推定されるが、詳細な施工状態が不明のため、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
58	A202200013 令和4年3月23日(東京都) 令和4年4月6日	携帯電話機	KYF31(KD DI株式会社 auブランド)	京セラ株式 会社	(火災) 商業施設で当該製品を溶融 する火災が発生した。	○使用者がズボンの右ポケットに当該製品を入れていたところ、当該製品が発熱し、白煙を生じたため 取り出したが、持っていられないほどの熱を感じたため、地面に落とした。 ○当該製品は、バッテリー装着部付近の焼損が著しく、樹脂製背面カバーに溶融、穴空きが生じており、 金属製の外郭に打痕が認められた。 ○バッテリーは膨張し、内蔵のリチウムイオン電池セルの外装缶の一部が割れ、電極体が露出してい た。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を複数回落下させたことがあるとの使用者からの申出内容であった。 ○取扱説明書には、「衣類のポケットに入れて座ったりするとディスプレイ、内部基板等の破損、故障の 原因となる。」、「落下させる等の強い衝撃を与えない。発火、故障等の原因になる。」旨、記載されてい る。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、事故品の詳細が 確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
59	A202200021 令和4年3月29日(奈良県) 令和4年4月8日	自転車	ESCAPE R3 2022年モデ ル	株式会社 ジャイアント (輸入事業 者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が 外れ、転倒し、腕を負傷し た。	○使用者が当該製品で走行中、自宅から10mほど走ったところで前輪が外れて転倒し、腕を骨折した。 ○当該製品は、前輪脱落防止金具として、スキャワ軸を通す穴の開いた金具が前ホークエンドに組み 付けられていたが、破損は認められなかった。 ○左右の前ホークエンドは、外側のスキャワ固定部側面にスキャワナットによる摩擦痕が認められ、 同等品を固定した場合と比べ、内側にハブロックナットとの著しい摩擦痕が認められ、ハブ軸受部にハブ 軸のねじ山による著しい圧痕が認められたことから、緩んだ状態で一定期間使用されていたものと推定 された。 ○スキャワ軸及びねじ部に変形や削れ等の異常は認められなかったが、スキャワナット及び片側の スプリングは回収されておらず、状態は確認できなかった。 ○当該型式品は、スキャワナットが外れた状態でも前輪脱落防止金具が引っ掛かるため、スキャワ が完全に脱落することはないが、前輪をほぼ水平に傾けるとスキャワが脱落した。 ○当該製品に関する販売店での組立て記録は、確認できなかった。 ○前ホークには、「乗る前に車輪の固定を確認する。」旨の注意ラベルが貼付されており、取扱説明書に は、「毎回、乗車される前に必ず安全点検を行う。」、「使用開始後2か月以内又は100km到達以内に販売 店で点検を行うよう推奨する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、前輪のスキャワの締め付けが不十分で固定力不足のまま一定期間使用されたため、 緩んだスキャワナットが外れてスキャワ軸が片側の前ホークから脱落し、車体が不安定になったこと で転倒し、その際にもう一方のスキャワ軸も脱落して前輪が外れたものと推定されるが、スキャワ ナット及びスプリングが回収されていないため状態が確認できないこと、販売店での組立て記録が確認で きないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
60	A202200030 令和4年3月23日(千葉県) 令和4年4月13日	ターミナルアダプター	VG430iゲートウェイ SX<1>(東日本電信電話株式会社ブランド)	サクサ株式会社(東日本電信電話株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ACアダプターを接続した状態で机の上に他社製光回線終端装置及び他社製ルーターとともに並べて設置されており、周辺に多量のほこりがたまっていた。 ○当該製品の樹脂製外郭は底部を残して焼失し、著しく焼損した基板が露出していた。 ○基板は著しく焼損、湾曲しており、背面側はコネクタ以外の電子部品が脱落し、複数箇所で銅箔パターンが剥離していた。 ○当該製品のACアダプター及び他社製光回線終端装置に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「火災の原因となるため、ごみやほこりの多い場所に置かない。」旨、記載されている。 ○他社製ルーターは樹脂製外郭が焼失、焼損した内部の基板が露出しており、多数の電子部品の脱落及び複数箇所で銅箔パターンの溶融が認められた。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200031、A202200032と同一事故)
61	A202200031 令和4年3月23日(千葉県) 令和4年4月13日	ルーター(パソコン周辺機器)	Web Caster X400V(東日本電信電話株式会社ブランド)	沖電気工業株式会社(東日本電信電話株式会社ブランド)(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ACアダプターを接続した状態で机の上に他社製ターミナルアダプター及び他社製光回線終端装置とともに並べて設置されており、周辺に多量のほこりがたまっていた。 ○当該製品の樹脂製外郭は底部を残して焼失し、著しく焼損した基板が露出していた。 ○基板は折れ曲がり、多数の電子部品が脱落し、複数箇所では銅箔パターンの剥離及び溶融が認められた。 ○当該製品のACアダプター及び他社製光回線終端装置に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「火災の原因となるため、ごみやほこりの多い場所に置かない。」旨、記載されている。 ○他社製ターミナルアダプターは樹脂製外郭が焼失、著しく焼損した内部基板が露出しており、電子部品の大半が脱落していた。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200030、A202200032と同一事故)
62	A202200038 令和4年4月5日(東京都) 令和4年4月15日	電気冷凍庫	DF-140D7	株式会社ダイレイ(輸入事業者)	(火災) 店舗で当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は飲食店厨房内で使用されており、床が一段低くなっている場所に設置されていた。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○温度調節器内部の電源基板は焼損し、AC230～250V用端子のはんだ付け部周辺で基材が欠損しており、電源基板に接続されるタブ端子に溶融及び欠損が認められた。 ○内部の複数箇所に汚れの付着が認められた。 ○圧縮機、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「湿気の多いところや水の掛かりやすい場所に設置しない。」旨、記載されている。 ○当該事業者の類似型式品では、電源基板の端子部周辺が焼損した事故が複数件発生している。 ●当該製品は、温度調節器の電源基板接続端子付近で異常発熱し、出火したものと推定されるが、端子部周辺の焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A202200061 令和4年4月12日(愛知県) 令和4年4月27日	リチウム電池 内蔵充電器	PB-10000	明誠株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、リチウムポリマー電池セル、制御基板及び出力用ケーブルが露出していた。 ○電池セルは焼損が著しく、内部電極体は正極のアルミ箔が焼失し、負極の銅箔は一部が焼失していた。 ○制御基板は実装部品が脱落していたが、銅箔パターンに溶融痕等の異常は認められなかった。 ○出力用ケーブルに溶融痕等の出火の異常は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A202200062 令和4年4月14日(静岡県) 令和4年4月27日	除湿機	DDB-20	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品の電源を入れて約5分後、当該製品の吸気口側から火が出ているのを発見した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭の一部を残して焼損していた。 ○電源基板及び操作基板は焼損が著しく、大部分が焼失して確認できなかった。また、電源基板の電流ヒューズは切れていた。 ○モーター類、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○除湿ローターは著しく焼損していた。 ○同等品を使用し、モーター故障を想定して吸気量及び循環吸気量を減らして運転させた結果、樹脂部品が溶融する等の異常は認められなかった。 ●当該製品から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A202200065 令和4年4月12日(栃木県) 令和4年4月27日	リチウム電池 内蔵充電器	GH-BTD100	株式会社グリーンハウス (輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、自動車の助手席に約10時間放置されており、事故発生日の天候は晴れ、最高気温は29℃であった。 ○樹脂製外郭は焼失し、リチウムポリマー電池セルは焼損しており、電池セルの巻回構造の電極体の一部に焼失が認められた。 ○制御基板は焼損していたが原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○同等品を用いて、充放電試験及び温度試験を行ったところ、異常は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと考えられるが、当該製品の焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
66	A202200078 令和4年3月28日(群馬県) 令和4年5月6日	電気毛布(敷毛布)	KSS555-NC	株式会社広電 (輸入事業者)	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損、建物1棟を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品の焼損は著しく、電源プラグ、電源コード、コネクター及び出所不明のより線の一部が焼損した状態で確認された。 ○電源コード及び出所不明のより線の断線箇所溶融痕が認められたが、二次痕と推定された。 ○電源プラグ、差込コネクター部に出火の痕跡は認められなかった。 ○電気毛布本体及び電気毛布本体のコネクター受け部は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
67	A202200081 令和4年4月7日(東京都) 令和4年5月9日	延長コード(家具用)	NC-1212	株式会社ノア	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は家具に取り付けられた1口延長コードで、事故発生時、携帯電話機の充電器が接続されていたが充電はされておらず、それ以前の詳細な使用状況は不明であった。 ○充電器の電源プラグが接続されていた当該製品のコードコネクターボディは、差込口付近の樹脂製外郭が著しく焼損、溶融していたが、内部の刃受金具及びカシメ部の詳細は確認できなかった。 ○電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品に接続されていた充電器の電源プラグは確認できなかった。 ○当該製品は、製造から20年以上経過していた。 ●当該製品は、コードコネクターボディ内部で異常発熱が生じ、焼損したものと推定されるが、当該製品の詳細を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A202200084 令和4年5月1日(神奈川県) 令和4年5月10日	リチウム電池 内蔵充電器	MPC- CC10000	マクセル株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品に他社製USBケーブルを接続して携帯電話機を充電しようとしたが、充電できなかったためUSBケーブルを何度か抜き差ししたところ、差込口から発煙、出火した。 ○当該製品の樹脂製外郭は上部を中心に焼失していたが、下部は原形をとどめており、底部に擦過痕が多数認められた。 ○リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、正極タブリード、正極アルミ箔及びセパレーターは確認できず、負極銅箔に欠損が認められた。 ○制御基板は確認できなかった。 ○当該製品に接続されていた他社製USBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を複数回落下させたことがあるとの使用者からの申出内容であった。 ○取扱説明書には、「当該製品を落下させない。故障、発火等の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
69	A202200091 令和4年4月22日(徳島県) 令和4年5月13日	電気湯沸器	WCI-30	ピーコック魔法瓶工業株式会社(輸入事業者)	(重傷1名) 宿泊施設で乳児が当該製品を転倒させて、火傷を負った。	○当該製品は、確認できなかった。 ○乳児の具体的な火傷の箇所や程度については、情報が得られなかった。 ○同等品を用いて、JIS C 9213「電気ポット」の転倒流水試験を実施した結果、転倒10秒後の流水量は側面転倒時2.2mL、背面転倒時2.6mLで、規格値(50mL以下)を満たしており、異常は認められなかった。 ○取扱説明書及び本体には、警告表示として「幼児の手の届くところでは使用しない。火傷、感電、ケガのおそれがある。」旨が記載されており、取扱説明書には、警告として「上蓋のロックボタンを閉にしている、本体を傾けたり、倒すと注ぎ口や蒸気口から湯が流れ出る。火傷のおそれがあるので注意する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、上蓋が確実に閉まっていなかった状態で置かれていたか、乳児(7か月)が当該製品に触れた際に蓋の開く取っ手を持ったかのいずれかで転倒時に蓋が開き、中から多量の熱湯がこぼれて乳児に掛かった可能性が考えられるが、当該製品を確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
70	A202200107 令和4年5月2日(神奈川県) 令和4年5月18日	携帯電話機 (スマートフォン)	A003ZT(ソフトバンク株式会社ワイモバイルブランド)	ZTEジャパン株式会社(ソフトバンク株式会社ワイモバイルブランド)(輸入事業者)	(火災) 当該製品をズボンのポケットに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が自転車で外出しようとして路上にいたところ、短ズボンの左後ろポケットに入れていた当該製品から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、樹脂製外郭が中央付近でやや折れ曲がり、角部に複数の擦傷が生じていた他、側面にひび割れ及び変形が認められ、背面の樹脂製外郭はリチウムイオン電池セルの収納部位が焼損していた。 ○電池セルは焼損し、アルミラミネートフィルム外装の隅がへこんでおり、その箇所を起点として、電極体に放射状のしわが認められた。 ○アルミラミネートフィルム外装のへこみの位置は、樹脂製外郭の折れ曲がりの位置と一致していた。 ○メイン基板及びサブ基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「ズボンやスカートのポケットに入れた状態で座ったり、しゃがんだりすると、火災、やけど等の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、外力が加わったため、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
71	A202200110 令和4年3月2日(神奈川県) 令和4年5月19日	踏み台(アルミニウム合金製)	UF-3	株式会社ピカコーポレイション(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品を使用中、樹脂部品が破損し、転落、左足を負傷した。	○使用者によれば、自宅で当該製品を使用して換気扇の掃除をしていたところ、当該製品の回転機構部の樹脂部品が折れて転落し、足首付近を骨折したとの申出内容であった。 ○当該製品は、使用期間が10～15年の長期使用であった。 ○当該製品は、使用者が写真を撮影後に廃棄処分されたため、確認できなかった。 ○使用者が撮影した写真では、樹脂部品の破断部の写りが明瞭でないため、破断原因を推定することはできなかった。 ●当該製品の確認ができず、樹脂部品の破損原因を特定できないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
72	A202200136 令和4年4月30日(大阪府) 令和4年5月27日	電動アシスト自転車	FIT-DTR70021A	株式会社大寅(輸入事業者)	(火災) 当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、団地の屋外駐輪場に出荷梱包状態で置かれていたが、梱包箱ごと著しく焼損し、金属部等の一部を除き焼失していた。 ○バッテリーは、30個のリチウムイオン電池セルを3並列10直列で接続しており、電池セルが全て著しく焼損し、筒型のバッテリー外郭金属以外の樹脂部品等はほぼ焼失していた。 ○電池セル30個のうち、3個は正極キャップが外れて電極体が飛び出しており、また、別の7個は缶体の側面が開裂していた。 ○同等品のバッテリーは並列単位ごとにセル電圧を検知してバランスを制御するためのリード線が確認され、単位ごとの電圧に大きなばらつきは認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
73	A202200137 令和4年5月5日(埼玉県) 令和4年5月27日	リチウム電池 内蔵充電器	GJP- 50FPKNVC2 P	Gigastone Japan株式 会社(輸入 事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○使用者は、2個セットで販売された当該製品を1日おきに交互に充電して使用しており、そのうちの1個を事故発生前日に満充電状態にし、ケーブル等に接続していない状態で保管していたところ突然白煙が上がり、本体から火が噴き出した。 ○当該製品の外観は、バッテリーを中心に焼損が認められた。 ○バッテリーは著しく焼損し、電池セルを展開したところ、正負極の電極体の複数箇所に焼失が認められた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
74	A202200138 令和4年5月14日(東京都) 令和4年5月30日	リチウム電池 内蔵充電器	LUCMM100- CCRD	オズマ株式 会社(輸入 事業者)	(火災) 宿泊施設で当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生し た。	○事故発生時、当該製品は充電中であり、同時に他社製の携帯電話機の充電にも使用されていた。 ○当該製品は、リチウムポリマー電池セルが取り付けられている箇所の樹脂製外郭が焼失し、電池セル2個が焼損した状態で露出していた。 ○内蔵の電池セル2個はいずれも著しく焼損していた。 ○基板、当該製品の充電に使用していたACアダプター及び充電ケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
75	A202200148 令和4年5月※不明(福島県) 令和4年5月31日	凍結防止用 ヒーター(水道 用)	SX-1.5(日本 電熱株式会 社ブランド)	株式会社小 口製作所 (日本電熱 株式会社ブ ランド)(輸入 事業者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、ヒーターと電源コード接続部付近が焼損、断線していた。 ○焼損部ヒーターの断線した芯線に、熔融痕が認められた。 ○電源コードとヒーターのカシメ接続部に異常は認められなかった。 ○当該製品の設置は、配管部と接触するヒーターが保温材に覆われ、ビニールテープで固定された痕跡が認められたが、それ以外の部分はヒーターが露出しており、ヒーターのコンクリートや壁面接触部表面が摩耗していた。 ○取扱説明書には、「市販のビニールテープは使用しない。市販のナイロン製結束バンドは使用できる。ヒーターが余る場合は、空中に出さず配管に巻き込む。」旨、記載されている。 ●当該製品は、ヒーターがコンクリートや壁面との摩擦及び長期使用による表面素材の劣化により異常発熱し、焼損したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
76	A202200159 令和4年3月25日(広島県) 令和4年6月3日	自転車	WEEKENDBI KES(510)-F	株式会社あ さひ(輸入事 業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレーム が破断し、転倒、負傷した。	○使用者が当該製品で走行中、ヘッドパイプに溶接されている上パイプ及び下パイプが破断して転倒し、 歯の脱臼と顔面の裂傷を負った。 ○当該製品は、上パイプと下パイプがヘッドパイプに溶接されており、上パイプと下パイプのいずれも溶 接部付近で破断していた。 ○同種事故を確認したところ、同型式品で当該製品と同じ箇所が破断した事故が4件発生しており、まず 下パイプの溶接部の下端が起点となって亀裂が進展し、その後に上パイプの一部で亀裂が進展して破 断したものと推定されている。 ○当該製品と同型式のフレームを用いたJIS D 9301:2013「一般用自転車」のフレーム試験(「質量落下 による衝撃強度」、「疲労試験」及び「フレーム及び前ホークの前倒し衝撃試験」)を実施した結果、全て基 準を満たしていた。 ○取扱説明書には、「変形やひび割れ、ねじやかしめ部分の緩みなど、異常を感じた場合は走行しな い。」旨、記載されている。 ●当該製品は、下パイプの溶接部の下端が起点となって亀裂が進展し、その後に上パイプの一部で亀 裂が進展して破断したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否か を含め、事故原因の特定には至らなかった。	
77	A202200161 令和4年5月8日(愛知県) 令和4年6月6日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動工具 用)	BL1015	株式会社マ キタ(輸入事 業者)	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品及び他社製の非純正バッテリー3個を充電後、取り外して倉庫内に置いてしばらくした後、火 災が発生した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭及び制御基板は焼失して、内部のリチウムイオン電池セル3個 全てが脱落していた。 ○電池セル3個は焼損しており、内部の電極体が著しく焼損していた。 ○非純正バッテリー3個の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失して、内部の電池セルが脱落、焼損してお り、内部電極の焼損や封口体が外れて内部電極が噴出していた。 ○確認できた非純正バッテリーのうち、確認ができた制御基板1枚は、直列に接続された電池セル間の 電圧を検知できない構造であった。 ●当該製品は、他社製の非純正バッテリーからの延焼により焼損した可能性が考えられるが、焼損が著 しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
78	A202200168 令和4年5月20日(愛知県) 令和4年6月8日	歩行車	WAW04	株式会社幸和製作所 (輸入事業者)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、足を負傷した。	○使用者は当該製品を使い始めたばかりで、転倒時の状況は不明であった。 ○当該製品に変形等の異常は認められなかった。 ○前輪及び後輪の動きは円滑で、異常は認められなかった。 ○ブレーキ制動に異常は認められなかった。 ○前方安定性はJIS基準を満たしていたが、後方安定性及び側方安定性はJIS基準を満たしていなかった。 ●当該製品は、安定性が不十分であったため、転倒に至った可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A202200172 令和4年5月26日(東京都) 令和4年6月9日	ルーター(パソコン周辺機器)	J18V150.00 (ソフトバンク株式会社ブランド)	日本裕展貿易株式会社 (ソフトバンク株式会社ブランド)(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は、周辺に他社製光回線終端装置の他、複数の電気製品が置かれた状態で使用されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失していた。 ○ACアダプター本体及びACコードの一部は残存し、残存していた箇所に出火の痕跡は認められなかったが、電源プラグ、DCコード及びDCプラグは確認できなかった。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製光回線終端装置に出火の痕跡は認められなかったが、その他の電気製品はいずれも著しく焼損しており、詳細は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200183と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
80	A202200174 令和4年4月22日(三重県) 令和4年6月9日	コーヒーメーカー	JSTN-CM-BK	株式会社 ジャストネオ (現 株式会社 パン・パン フィック・インターナショナル・トレーディング)(輸入事業者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、外観に焼損は認められなかったが、タンブラー式電源スイッチの内部が焼損していた。 ○電源スイッチは、固定接点端子及び支点端子付近が著しく焼損していたが、端子に熔融や放電痕は認められず、接点に著しい荒れは認められなかった。 ○電源スイッチ以外の電気部品に出火及び異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、保温プレートの周囲にコーヒー豆及び炭化した異物が付着し、保温プレートには焦げ付きが認められたが、電源スイッチは焼損しており、スイッチ周囲及び内部に水や異物が侵入した痕跡は不明であった。 ●当該製品は、電源スイッチ内部の接点部付近で異常発熱が生じて焼損したものと推定されるが、電源スイッチの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
81	A202200191 令和4年5月19日(東京都) 令和4年6月16日	エアコン(室外機)	SRC22ZGV	三菱重工業株式会社 (現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の使用状況や出火時刻等の情報は得られなかった。 ○当該製品の周辺に他の製品もあったが、焼損状況等は不明であった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	